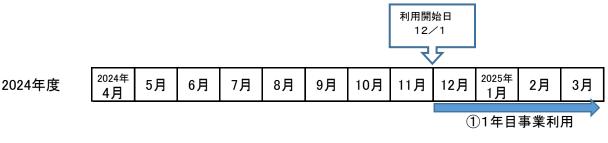
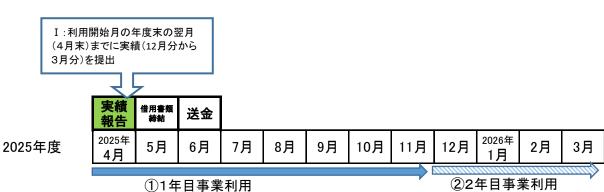
こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ~貸付決定後、実績報告と送金の時期について~
 - 事業利用と、返還免除となる従事期間は同期間となります。
 - ・送金は年度ごとになります。

例) 2024年12月1日から支援事業を利用した場合





Ⅲ: 事業利用終了月の翌月 Ⅱ:年度末の翌月 (4月末)までに実績(2025年4月分か (例の場合は12月末)までに実績(2026年4 月分から2026年11月分)を提出 ら2026年3月分)を提出 実績 実績 借用書類 締結 借用書類 送金 送金 報告 報告 2026年 2027年 2026年度 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 2月 3月 4月 1月 ②2年目事業利用

※実績報告と送金について

<u>年度ごとに利用月数分の実績報告書等を借受人から県社協に提出</u>

→ 県社協より、借用書等を借受人に送付

借受人が記入後、県社協へ提出

借用書を県社協が受理した月の翌月に送金